

匿名データの提供等利用規約

平成25年7月16日
総務省統計局・
独立行政法人統計センター・
国立大学法人一橋大学

(総則)

- 第1条 匿名データの提供依頼申出書(以下「提供依頼申出書」という。)の提供依頼申出者及び当該申出により匿名データの利用を行うすべての者(以下「利用者」という。)並びに匿名データの作成を行う総務省統計局(以下「統計局」という。)、統計法第37条に基づき提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センター(以下「センター」という。)及びセンターと連携協力協定を締結して提供事務の履行を補助する国立大学法人一橋大学(以下「大学」という。)は、この規約及び依頼書等(提供依頼申出書、依頼書及びそれぞれに付随する書類をいう。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 提供依頼申出者は、大学を通じてセンターに匿名データの提供を求める依頼書等の提出を行い、匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書に記載された政令に定める手数料の額をセンターの指定する方法により納付するものとし、センターは、大学を通じて依頼書に記載された匿名データを貸与するものとする。なお、手数料の送金に要する費用(被仕向送金手数料、円為替取扱手数料等を含む)は、提供依頼申出者が負担するものとする。
 - 3 匿名データを提供するために必要な一切の手段については、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)、統計法施行令(平成20年政令第334号)、統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、統計局及びセンターがその責任において定める。
 - 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して利用者、統計局、センター及び大学で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 7 この契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(代理)

- 第2条 提供依頼申出者は、正当な代理権を証明する委任状などの書面により、申出手続を代理人に委託することができる。
- 2 申出手続において、前項の代理人の行為は提供依頼申出者の行為とみなす。

(管理)

- 第3条 利用者は、提供を受けた匿名データを大学に返却するまで、提供依頼申出書に記載された管理方法に基づき適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は匿名データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

- 第4条 利用者は、匿名データの利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるもの

とする。

- 一 匿名データは依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと
- 二 匿名データを用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究を行わないこと

(作業委託)

第5条 提供依頼申出者は、匿名データを利用した研究分析を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等を充分監督し、作業終了後は速やかに匿名データ及び中間生成物を返納又は消去させなければならないものとする。

(依頼書等の変更)

第6条 利用者は、所属・職名、住所、連絡先及び姓に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書及び当該箇所を修正した提供依頼申出書を大学に提出するものとする。

- 2 利用者は、自己の都合により提供依頼申出書の内容を変更する(利用期間の延長に関するものを除く。)必要があるときは、匿名データの提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書及び当該箇所を修正した提供依頼申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。この際、既に手数料を納付していた場合は、これを返還しない。

(欠陥及び障害等)

第7条 利用者は、匿名データの提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに大学に申出るものとする。

- 2 前項において、利用者はデータの受取後14日以内に、大学に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、大学に当該データを郵送により返却し、大学は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 前項の障害が大学の帰責事由による場合、利用者からの返却に掛る郵送費用及び大学からの再送付の費用は大学が負担する。ただし、その障害が利用者の媒体の取扱い時に生じた傷など、利用者の帰責事由による場合、当該費用は利用者が負担する。

(利用期間)

第8条 利用者は、匿名データを依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。なお、利用期間は最大3年間を限度とする。

- 2 前項において、期限を超えて匿名データを利用する必要がある場合は、期限内に大学を通じてセンターに利用期間延長依頼申出書及び利用期間の終了日を修正した提供依頼申出書を提出し、センターの承諾を得るものとする。なお、利用期間の延長は最大2年間を限度とする。
- 3 利用期間を超過した場合(利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。)、センターは大学を通じて利用者に対し速やかに当該匿名データの返却を求めるものとする。

(検査等)

第9条 統計局又はセンターが匿名データの利用状況及び管理状況について利用者に対して検査を行う場合、利用者は、これを拒まないものとする。

2 前項の検査を行う場合、統計局又はセンターは、必要に応じてその職員を利用者の利用場所及び保管場所に派遣し、利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとする。

3 利用者は、利用期間が1年を超える場合、年1回定期的に匿名データ管理状況報告書を提出する。ただし、センターが利用者に管理状況の報告を求めた場合、利用者は、随時対応することとし、1週間以内に匿名データ管理状況報告書を提出するものとする。

4 前項の検査を行う場合、センターは検査を行う旨を必要に応じて事前に利用者へ通知するものとする。

(履行期限の延長)

第10条 大学は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、センターと協議した上で、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

2 利用者は、前項の申出があったときは、大学と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

第11条 利用者は、災害または事故により匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、大学を通じて速やかにセンターへ報告するものとする。

2 前項において、再度提供を希望する場合は、大学を通じてセンターと協議の上、手続等を行うものとする。

3 利用者は、前2項のほか、自らの不注意などにより匿名データを紛失した場合、情報が漏洩していることが判明した場合、又はその恐れがあることが判明した場合は大学を通じてセンターに報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第12条 利用者は、匿名データの利用終了後、ハードディスク、紙媒体等の匿名データ又は中間生成物を消去し、データ消去報告書を添えて、匿名データを大学へ返却する。また、提供依頼申出書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3ヶ月以内に大学を通じて提出する利用実績報告書によりセンターへ利用実績を報告する。

2 利用者は、利用期間終了前にセンターが依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して匿名データの返却を請求したときは、これに従わなければならない。

3 提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が困難となった場合は、速やかに利用実績報告書に理由を記載して報告するとともに、データ消去報告書を添えて、匿名データを返却する。

(成果の公表)

第13条 利用者は、匿名データを利用した成果を、提供依頼申出書に記載した予定時期までに公表しなければならない。

2 当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、統計局が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

- 3 第1項において、期間内に公表できない場合は、大学を通じてセンターに匿名データの提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、センターが必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は最大2年間を限度とする。

(解除)

第14条 統計局及びセンターは、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 利用者に本規約に違反する行為があったとき
- 二 利用者に重大な過失又は背信行為があったとき
- 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と統計局及びセンターが認めるとき

- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(法令及び規約に違反した場合の措置)

第15条 利用者又は利用者から匿名データの取扱いに関する業務委託を受けた者が法第61条第3号に該当する場合は、50万円以下の罰金に処せられる。

- 2 利用者が法令及び本規約に違反したと認められた場合は、法令に定める罰則の他、統計局及びセンターは以下の措置を講ずるものとする。

- 一 違反が認められた時点で利用者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること
- 二 別表の各号の要件に応じて、それぞれに定める期間、委託による統計の作成等、匿名データの提供及び調査票情報の提供の申出を受け付けないこと
- 三 違反の情報は公的統計の統計調査を所管する統計局を含むすべての行政機関等、当該機関から提供事務の委託を受けたセンター及び大学で共有すること

- 3 前項において、提供依頼申出者以外の利用者が違反した場合であっても、提供依頼申出者に管理責任が認められる場合は違反者として取り扱うものとする。

- 4 行政機関等からの法第33条に基づく調査票情報の提供において、あるいは行政機関等若しくは受託独立行政法人等からの法第36条に基づく匿名データの提供又は法第34条に基づく委託による統計の作成等において、利用者が当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約又は契約に定める措置が講じられた場合は、統計局、センター及び大学は今後の申出においては本条第2項第2号と同様の措置を講ずるものとする。

- 5 利用者は前3項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

第16条 利用者は、匿名データが統計調査対象者の回答に基づいて作成されるものであり、必ずしもデータ内に論理的な整合がとれていないものがあることを了解するものとする。

- 2 利用者が匿名データを利用したことにより、何らかの不利益や損失を蒙る事態が生じたとしても、統計局、センター及び大学は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。ただし、統計局、センター及び大学が本規約に違反した場合、あるいは、提供した匿名データに統計局、センター及び大学の重過失による瑕疵が認められた場合は、利用者はセンターに対し手数料の返還を求めることができるものとする。

3 利用者が匿名データを用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、統計局、センター及び大学は一切の責任を負わないものとする。

(匿名データを利用して作成した統計の所有権)

第17条 利用者は、この匿名データによって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権、著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

第18条 利用者並びに統計局、センター及び大学は、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。ただし、統計法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

(その他)

第19条 利用者並びに統計局、センター及び大学は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

統計法(抄)

(罰則)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

別表

措置要件	期間
返却期限(利用期間の最終日)までに匿名データの返却等の措置を行わない場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用することなどにより、セキュリティ上の危険に曝した場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
匿名データを紛失した場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
匿名データの内容が漏洩した場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為によって統計局が定める期間